

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」概要

研究会の目的等

クラウドコンピューティングや携帯電話の発達に伴って、新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通が進展。そうした中で、通信の秘密、個人情報保護、知的財産保護などの観点から、新たな課題が生じ、深刻化。また、諸権利との関係が不分明なため、新規サービスの展開が円滑に進まないとも指摘。

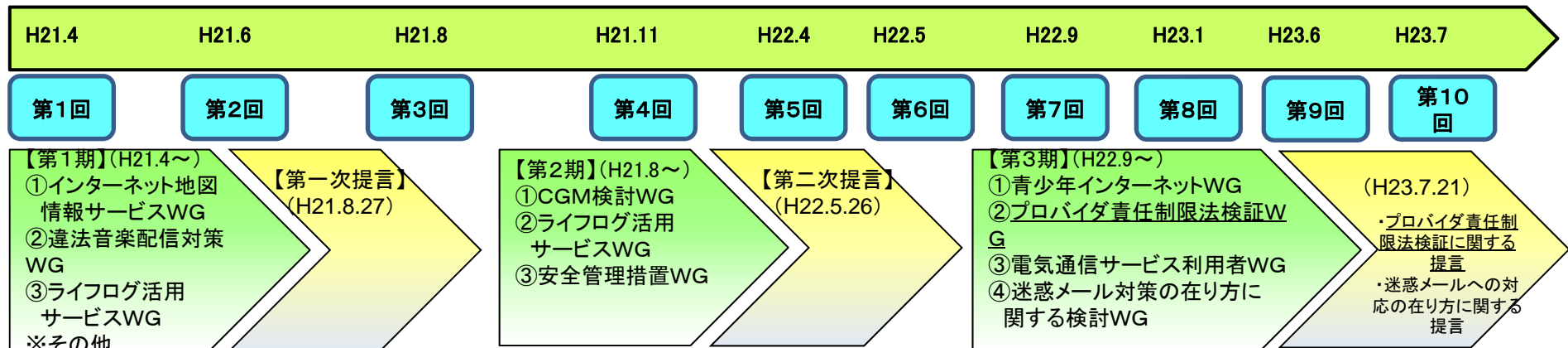
これらの課題につき、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月より開催中。

構成員等

堀部 政男(座長) 一橋大学名誉教授
相田 仁(座長代理) 東京大学大学院工学系研究科教授
岡村 久道 弁護士(英知法律事務所)
木村 たま代 主婦連合会
清原 慶子 三鷹市長
桑子 博行 (社)テレコムサービス協会サービス倫理委員長

國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部長
長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟事務局次長
野原 佐和子 イプシ・マーケティング代表取締役社長
藤原 まり子 博報堂生活総合研究所客員研究員
別所 直哉 安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副委員長
員長
松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

これまでの検討スケジュール



※「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を検討

「プロバイダ責任制限法検証WG」における検討について

プロバイダ責任制限法検証WG設置の背景

平成23年度には、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年11月30日法律第137号))が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、平成22年5月に策定された「知的財産推進計画2010」も踏まえ、事業者等による同法の運用状況やインターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

プロバイダ責任制限法検証WGの体制

主査 長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 主査代理 森田 宏樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 大谷 和子(株式会社日本総合研究所法務部長)
 佐伯 仁志(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 島並 良(神戸大学大学院法学研究科教授)
 平野 晋(中央大学総合政策学部教授)

山下 純司(学習院大学法学部教授)
 山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)
 オブザーバ 内閣官房知的財産戦略推進事務局
 オブザーバ 法務省民事局参事官室
 オブザーバ 文化庁著作権課

検討経過

H22.10月	11月	12月	H23.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
10/18 第1回WG	11/30 第2回WG	12/21 第3回WG	1/25 第4回WG	2/3 第5回WG	2/28 第6回WG	3/8 第7回WG	4/21 第8回WG	6/3 親会	7/20 親会
○事務局からプロバイダ責任制限法の現状と課題について説明 ○自由討議	○関係者からのヒアリング① ・日本音楽著作権協会 ・日本レコード協会 ・コンピュータソフトウェア著作権協会 ・ユニオン・デ・ファブリカン	○関係者からのヒアリング② ・ニフティ株式会社 ・日本インターネットプロバイダ協会 ・テレコムサービス協会 ・インターネットユーザー協会	○個別論点について討論	○個別論点について討論 ○諸外国制度ヒアリング	○関係者からのヒアリング③(弁護士)	○個別論点について検討	○提言親会報告案の取りまとめ	○提言パブコメ案の取りまとめ	○提言の取りまとめ

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」概要及びフォローアップ状況

提言(平成23年7月21日公表)

- プロバイダ責任制限法について運用状況を踏まえ検証した結果、現時点で法改正する必要性は特段見受けられない。
- 携帯電話による通信においてIPアドレスでは発信者を特定できない場合があるため、発信者情報開示の充実が図られるよう開示対象に携帯電話の個体識別番号を新たに追加するよう総務省令の改正を検討すべき。



平成23年9月15日に発信者情報開示に関する関係省令を改正

携帯電話端末のいわゆる「個体識別番号」を、開示される発信者情報の範囲に追加。

- 送信防止措置の適切な実施及び発信者情報開示の迅速化が図られるよう関係者間の意思疎通を円滑にすることをガイドラインに追加するため、また、プロバイダ等の適切な判断が図られるよう新たな裁判例をガイドラインに追加するために、ガイドライン等検討協議会において、ガイドラインを改訂することが望ましい。

平成23年9月「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」にて、関係ガイドライン改訂



- ・ 名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについては、主に裁判例を追記
- ・ 発信者情報開示関係ガイドラインについては、主に裁判例及びP2Pによる権利侵害に関する対応等を追記、弁護士による開示請求の簡素化